

# 日本中毒学会西日本地方会会則

## 第1章 総則

- 第1条 本会は、日本中毒学会西日本地方会と称する。  
第2条 本会の事務局は、公益財団法人日本中毒情報センター大阪中毒110番（箕面市船場西2-2-1）におく。

## 第2章 目的および事業

- 第3条 本会は、中毒に関する諸分野の交流を通し、中毒学、中毒医療の発展に貢献することを目的とする。  
第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
1. 学術集会の開催  
2. 関連団体との連絡および協力活動  
3. その他本会の目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

- 第5条 会員は、本会の目的に賛同し、中毒に関する診療、研究もしくは事業に従事しているもので、原則として近畿・中部地方およびその周辺に在住するものとする。

## 第4章 役員

- 第6条 本会に次の役員をおく。  
1. 代表幹事 1名  
2. 幹事 若干名  
第7条 役員は、会員の中から幹事により推薦され、幹事会により決定される。  
第8条 学術集会会長は、幹事の中から幹事会により決定される。  
第9条 代表幹事の任期は3年、再任を妨げないが2期までとする。

## 第5章 会計

- 第10条 本会の経費は、学術集会参加費および助成金をもってこれにあてる。  
第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第6章 会則の変更

- 第12条 本会則の変更は、幹事会において出席幹事の3/4以上の賛成を必要とする。

## 付則

- この会則は、平成16年2月21日から施行する。  
この改正は、平成21年2月14日から施行する。  
この改正は、平成23年2月26日から施行する。  
この改正は、平成25年2月23日から施行する。